

公益社団法人静岡市シルバー人材センター
会員の適正就業のための指導措置基準

(趣旨)

第1条 この基準は、公益社団法人静岡市シルバー人材センター会員就業規約等に違反した会員に対する指導措置基準を定めるものとする。

(指導措置の基準)

第2条 会員就業規約等に違反した会員のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、次条に定める指導措置を行う。

- (1) 損害賠償事故等を発生させるなどの行為を行った場合
- (2) 業務の遂行に支障を生じる行為を行った場合
- (3) 就業に必要な適格性を欠くと判断された場合
- (4) 著しくセンターの信用を失墜させた場合
- (5) 刑事事件に関し起訴され、刑が確定した場合

(指導措置の分類・通知方法)

第3条 指導措置は、「口頭指導」、「文書指導」、「就業停止」及び「自主退会勧告」とし、口頭指導を除く指導措置については、原則として文書により通知する。

(調査)

第4条 指導措置の対象となる事案が発生した場合は、事務局が調査し、その状況を次条に定める審議会に報告するものとする。

(審議機関)

第5条 指導措置の審議機関を適正就業審議会（以下、審議会とする。）とし、当該委員は就業委員会、安全就業委員会及び専門委員設置規程第2条に定める委員会の長をもって構成する。

(指導措置の決定)

第6条 審議会で審議した結果は、理事長に具申し、理事長が指導措置を決定する。ただし、審議会を開催する暇がない場合は、理事長の専決事項とし、事後に審議会へ報告するものとする。

2 前項の指導措置の決定事項については、理事長は理事会へ報告するものとする。

(罰則)

第7条 前条の決定に従わない会員に対し、理事長は就業停止又は自主退会勧告をすることができる。

(その他)

第8条 この基準に定めのないもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附則

この基準は、平成27年10月1日から施行する。